

会津若松市簡易水道事業経営審議会 委嘱状交付式・第1回会議

日 時 令和6年7月9日（火）
午後1時30分～
場 所 會津稽古堂研修室5・6

次 第

○委嘱状交付式（新規委嘱者のみ）

○令和6年度第1回会議

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 協議事項
 - ①令和6年度事業計画について
 - ②令和6年度予算概要について
 - ③湊地区説明会の報告について
 - ④会津若松市簡易水道事業経営戦略の見直しについて
 - ⑤その他
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

令和6年度 簡易水道事業経営審議会 委員一覧

(敬称略)

No.	区 分	委員名	備考
1	簡易水道 施設使用者	西田面町内会	長谷川 要一
2		下馬渡町内会	小檜山 祐一
3		東田面町内会	鈴木 衛
4	学識経験者	税理士	上杉 雅明
5		大学教授	加藤 秋人
6	その他	上下水道事業 経営審議会委員	東北電力株式会社 会津若松支社副支社長 佐久間 隆
7		湊地区関係団体	特定非営利活動法人 みんなと湊まちづくり ネットワーク理事長 小檜山 昭一
8		湊地区関係団体 (会津森林管理署)	湊森林管理事務所 森林整備官 高柳 修延
9		公募委員	鈴木 けい子
10		公募委員	星 健一

任期：令和7年7月4日まで

1. 令和6年度 市営簡易水道事業計画

1 東田面地区測量設計委託業務

(1) 目的

令和4年度実施の「試掘調査」及び「配水池調査」、令和5年度実施の「整備手法検討調査」により、東田面地区の老朽化施設（石綿管など）更新を最優先すべきとの判断を受け、同地区内の配水管布設替工事等に必要な測量設計業務を委託事業で行う。

(2) 実施場所

会津若松市湊町（東田面地区）地内

(3) 実施方法

業務委託（受注者：株式会社コウナン）

(4) 委託期間

令和6年4月25日～令和6年9月18日

2 東田面地区配水管布設替工事

(1) 目的

前掲の「東田面地区測量設計委託業務」において、今年度内に先行して着手可能な箇所について選定のうえ、更新を図る。

(2) 工事場所

会津若松市湊町（東田面地区）地内・・・別添図面参照

(3) 実施方法

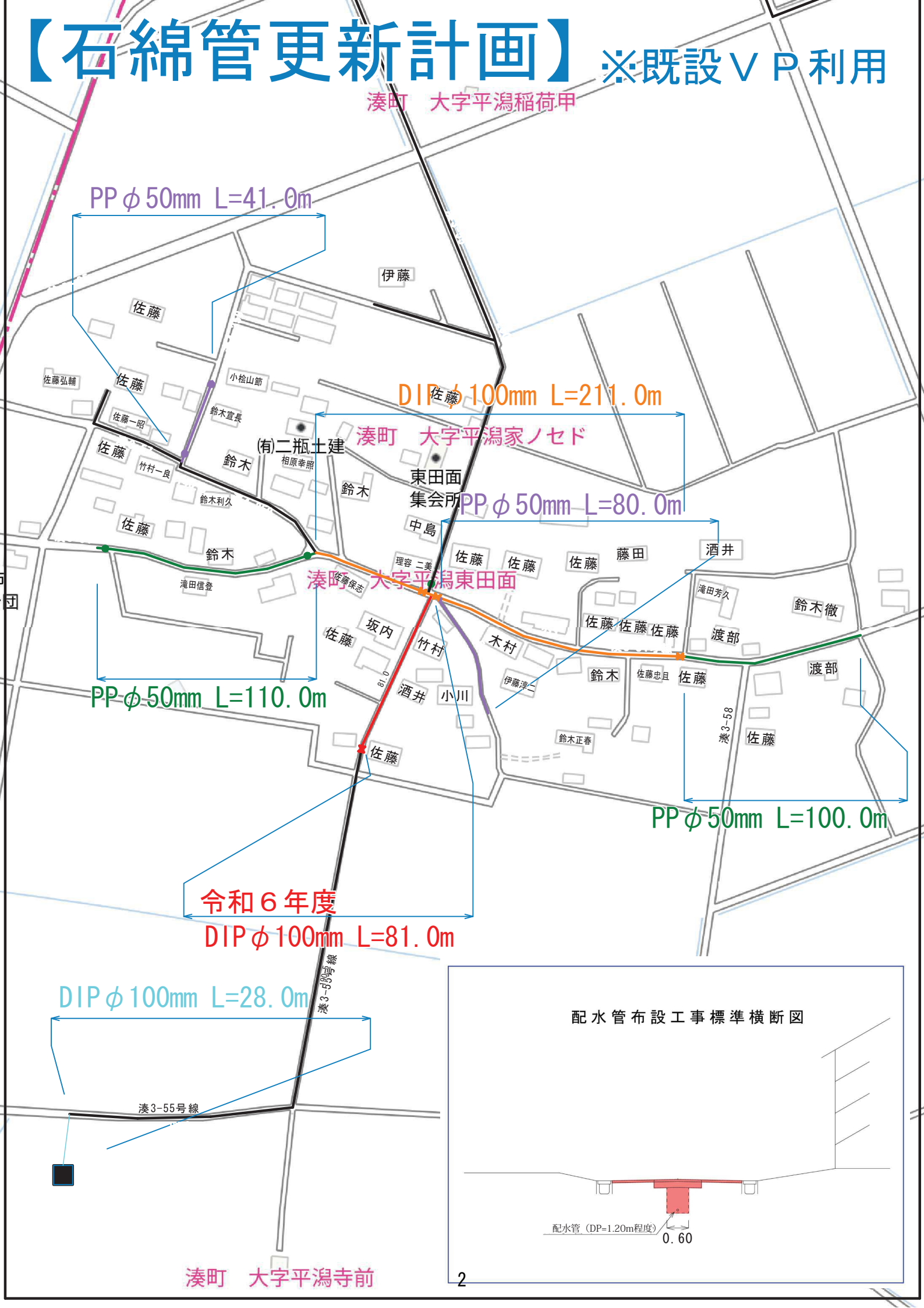
請負工事（未定）

(4) 施工時期（予定）

令和6年9月頃～降雪前

【石綿管更新計画】※既設V P 利用

湊町 大字平潟稲荷甲



配水管布設工事標準横断面図

配水管 (DP=1.20m程度) 0.60

2. 令和6年度会津若松市簡易水道事業会計予算概要

(1) 業務量

	令和5年度	令和6年度	増減	増減率(%)
給水件数(件)	159	158	△1	△0.6

(2) 配水量

(単位: m³)

	令和5年度	割合(%)	令和6年度	割合(%)	増減	増減率(%)
総配水量	55,924	100.0	53,090	100.0	△2,834	△5.1
(1) 有効水量	46,585	83.3	44,223	83.3	△2,362	△5.1
有収水量	44,348	79.3	42,100	79.3	△2,248	△5.1
無収水量	2,237	4.0	2,123	4.0	△114	△5.1
(2) 無効水量	9,339	16.7	8,867	16.7	△472	△5.1

* (1)有収水量＝水道料金となる水量

無収水量＝配水管布設、修理等の洗浄水など

(2)無効水量＝配・給水管等の漏水など

(3) 有収水量

(単位: m³)

	令和5年度	令和6年度	増減	増減率(%)
総有収水量	44,348	42,100	△2,248	△5.1
有収率(%)	79.3	79.3	0.0	0.0

(4) 収支比較 (金額は税込み)

(単位: 千円)

	科目	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	科目内の 割合(%)	増減	増減率(%)
収益的 収入	1営業収益	17,618	19,450	69.7	1,832	10.4
	2営業外収益	8,241	8,446	30.3	205	2.5
	簡易水道事業収益計	25,859	27,896	100.0	2,037	7.9
収益的 支出	1営業費用	20,055	21,873	97.1	1,818	9.1
	2営業外費用	56	49	0.2	△7	△12.5
	3特別損失	11	11	0.0	0	0.0
	4予備費	600	600	2.7	0	0.0
	簡易水道事業費用計	20,722	22,533	100.0	1,811	8.7
当期純利益(税込み)		5,137	5,363	—	226	4.4
" (税抜き)		3,548	3,547	—	△1	0.0
資本的 収入	1企業債	0	19,900	97.7	19,900	—
	2出資金	17,634	473	2.3	△17,161	△97.3
	資本的収入計	17,634	20,373	100.0	2,739	15.5
資本的 支出	1建設改良費	17,479	19,976	80.7	2,497	14.3
	2企業債元金償還金	4,250	4,492	18.1	242	5.7
	3予備費	300	300	1.2	0	0.0
	資本的支出計	22,029	24,768	100.0	2,739	12.4
収入が支出に不足する額		4,395	4,395	—	0	0.0

【補てん財源】 過年度分損益勘定留保資金4,395千円

4. 会津若松市簡易水道事業経営戦略の見直し

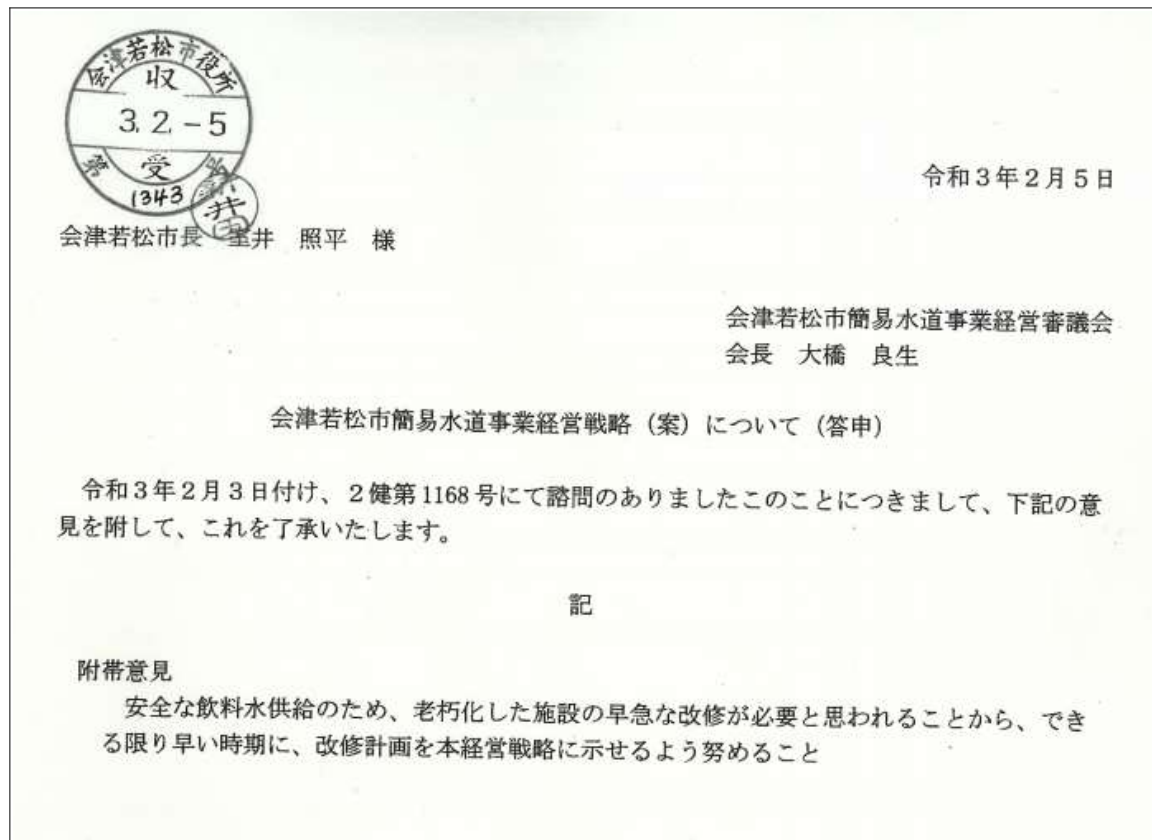
(1) 趣旨と位置づけ

経営戦略は、地域の特性やニーズを把握・分析の下、簡易水道事業の運営の見直しを図りながら、経営健全化への取組を推進するとともに、安定的な経営基盤を実現するための、中長期的な事業運営の指針として策定した基本計画であり、今後の取組方針を示し、将来にわたって安定的な事業経営を目指す役割を担うもの。

定期的に検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

(2) 策定経緯等

- ・策定時期 令和3年3月
 - ・計画期間 令和3年度～令和12年度（10年間）
- ※令和3年2月3日諮問「会津若松市簡易水道事業経営審議会」
令和3年2月5日答申（下記）



(3) 見直し検討

- ・改修計画及び水道料金を含む今後の方針等について
- ・必要な時点修正について など

(4) スケジュール案

- 令和6年 7月～ 見直し案の協議検討開始
- 令和6年10月～ 会津若松市簡易水道経営審議会での素案説明
- 令和7年（未定） 会津若松市簡易水道経営審議会への諮問
- ：

○会津若松市簡易水道事業経営審議会条例

令和2年9月23日
会津若松市条例第25号

(設置)

第1条 簡易水道事業を適正かつ円滑に運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、会津若松市簡易水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、簡易水道事業の経営に係る必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 簡易水道施設の利用者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。